

佐賀市社会福祉協議会移送サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、単独では既存の交通機関の利用が困難な在宅の高齢者や身体障がい者の移動制限者に車イス搬送仕様自動車（以下、「移送サービス車」という。）を利用した移送サービスを行うことにより、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する。

(対象者)

第3条 利用対象者は、別表に定める対象地域に居住し、原則として車椅子を保持する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障がい者手帳を保持し、下肢障がい等により歩行補助具の使用が必要であり、公共交通機関の利用が困難かつ、家族等の送迎支援が望めない者
- (2) 歩行に不安を抱える高齢者で、要介護認定の要支援2以上と認定され、歩行補助具の使用が必要であり、公共交通機関の利用が困難かつ、家族等の送迎支援が望めない者
- (3) その他、本会会長が必要と認めた者

(利用会員)

第4条 移送サービスを利用しようとする対象者は、あらかじめ「佐賀市移送サービス事業利用登録申請書（様式第1号）」（居住地を確認できる書類を添付）を本会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定により承認を受けた者は「佐賀市移送サービス事業利用契約書（様式第2号）」（以下、「利用契約書」という。）を締結し、利用会員となる。
- 3 利用会員の会員期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
- 4 前項の会員期間を更新する場合は、再度、第2項に規定する利用契約書を締結しなければならない。

(運転者および介助者)

第5条 移送にかかる運転者は、普通免許取得後運転歴3年以上の者で本会が行う講習会を終了し、本会に登録する移送ボランティアとする。

- 2 移送にかかる介助者は、原則として扶養義務者とするが、訪問介護員又はボランティアに代えることができる。また、移送サービスに必要な介助者は、原則利用者が確保し同乗すること。

(利用範囲・移送範囲)

第6条 移送サービスの利用範囲は、次に定める範囲とする。

- (1) 病気の治療（通院・入退院）
 - (2) 公共機関への送迎（研修会への参加可）
 - (3) 買い物などの社会参加を行う場合（通院後の日用品の買い物程度）
 - (4) その他、本会会長が必要と認めたとき。
- 但し、(3)のみの利用はできないものとする。

- 2 移送サービス車を営利・政治・宗教活動等に使用することはできない。
- 3 移送サービスの移送範囲は、原則として佐賀市内とする。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用時間)

第7条 移送サービスの利用時間は、月曜日から金曜日（祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く。）午前9時から午後5時までとする。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用申込)

第8条 利用者は、移送サービスを利用しようとする月の前月から利用日の1週間前までの間に予約しなければならない。

- 2 利用回数は原則として月3回（半日を1回とみなす。）を限度とする。
- 3 利用者は、利用内容に変更が生じた場合速やかに届け出なければならない。

(利用料)

第9条 このサービス料は、無料とする。ただし、駐車料等の実費については利用者負担とする。

(利用取り消し)

第10条 本会会長は、天候不良、車両の故障や突発性の事故などにより運行不能の場合、利用者に対し利用を取り消すことができる。

(利用者及び介助者の遵守事項)

第11条 利用者及び介助者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者が病気その他の理由で利用できなくなったときは、速やかにその旨を本会へ届け出ること。
- (2) 介助者が必ず同乗すること。
- (3) 運転者に対し過度なサービスを要求しないこと。
- (4) その他乗車については、運転者の指示に従うこと。（シートベルトの着用義務など）
- (5) 前条の規定により運行不能になった場合、利用者は福祉有償運送など他のサービスを速やかに確保すること。

(運転者の遵守事項)

第12条 運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 始業点検等整備に細心の注意を払うこと。
- (2) 利用者及び介護者に対し細心の注意を払うこと。
- (3) 道路交通法を守ること。
- (4) 突発事故が発生したときは、適切な処置を行い、速やかに本会に届け出ること。

(賠償責任)

第13条 運行中の事故等の賠償責任については、社協が加入する自動車保険・在宅福祉サービス総合補償・送迎サービス補償等の範囲内において対応する。ただし、利用者の過失による場合はこの限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象地域
佐賀市大和町松梅地区
佐賀市富士町
佐賀市三瀬村
その他、社協会長が必要と認めた地域

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。